

証券コード 6195
2023年6月14日
(電子提供措置の開始日 2023年6月7日)

株 主 各 位

福岡県福岡市中央区薬院一丁目14番5号
株 式 会 社 ホ ー プ
代表取締役社長兼CEO 時 津 孝 康

第30回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第30回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本定時株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

敬 具

当社ウェブサイト <https://www.zaigenkakuho.com/ir/meeting/>

電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（会社名）または証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／P R 情報」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

なお、当日のご出席に代えて、書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2023年6月28日（水曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

記

1. 日 時 2023年6月29日（木曜日）午前10時
2. 場 所 福岡県福岡市中央区天神1丁目1番1号
公益財団法人アクロス福岡 円形ホール
(会場が前回と異なっておりますので、末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。)

3. 目的事項 報告事項

1. 第30期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第30期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）計算書類報告の件

第1号議案 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件

第2号議案 取締役5名選任の件

第3号議案 監査役3名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

以 上

（お願い） 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにてその旨、修正前及び修正後の事項を掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(2022年 4月 1日から
2023年 3月31日まで)

当社グループは前連結会計年度において、決算期を6月30日から3月31日に変更しております。これに伴い、前連結会計年度は2021年7月1日から2022年3月31日の9か月を連結対象期間とした変則決算となっており、当連結会計年度は2022年4月1日から2023年3月31日の12か月であることから、連結対象期間が異なるため、前連結会計年度との比較は行っておりません。

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症における行動制限の緩和から社会経済活動の正常化が進み、緩やかな回復が期待される一方で、世界的なエネルギー価格の高騰や欧米各国の金融引締め等による世界的な景気後退懸念など、不透明な状況が続いております。

このような環境下において、グループ企業理念を体現し、さらなる企業価値の向上を実現するためには、当社グループの強みである、創業以来、自治体を軸とした事業活動を通じて築き上げてきた「自治体リレーション」を中核に、法制度の制定・改正等を的確に捉えた「様々な分野における事業化再現性」と、自治体という事業ドメインに基づく「ビジネスの拡大展開における再現性」を発揮した既存事業の成長及び新規事業の創出が重要であると考えております。これらを推進することは、各自治体が「特徴を活かした自律的で持続的な社会」を築く支援につながり、ひいてはグループ企業理念の実現及び企業価値の向上につながるものと考えております。

当社グループは、2021年6月期及び2022年3月期において、日本卸電力取引所（以下「JEPX」）での電力取引価格の高騰により、当社グループ業績の大きな割合を占めるエネルギー事業が多なる影響を受けた結果、2022年3月期末には債務超過額が約56億円となりました。なお、2022年3月25日付で連結子会社としてエネルギー事業を営んでいた株式会社ホープエナジー（以下「ホープエナジー」）の破産手続開始の申し立てを行い、同日付で破産手続開始決定がなされました。

上述のとおり、ホープエナジーの破産手続開始決定がなされ、エネルギー事業から撤退したことに伴い、事業ポートフォリオを変更し、2021年6月期から継続していた債務超過を当連結会計年度末で解消することを最優先課題として取り組んでまいりました。当連

連結会計年度においては、2022年9月16日の取締役会で、ホープエナジーの全株式を譲渡することを決議し、9月20日付で譲渡したことに伴い、前連結会計年度末の連結貸借対照表の負債の部に計上されていた組織再編により生じた株式の特別勘定を損益に振り替えました。また、行使価額修正条項付第11回新株予約権（以下「第11回新株予約権」）の行使による株式の発行約7.3億円に加え、2022年12月23日付で株式会社チェンジ（現株式会社チェンジホールディングス。以下「チェンジ」）と資本業務提携契約を締結し、当該契約に基づくチェンジに対する2023年1月10日付での第三者割当増資の実施により約5.8億円の資金調達を行いました。これらにより当連結会計年度末における純資産は742,060千円となり、債務超過は解消しております。

なお、当社グループは2021年6月期において債務超過となり、上場廃止に係る猶予期間が2023年3月31日までとなっておりますが、当連結会計年度末において当社グループは債務超過を解消しており、2023年6月に提出予定の有価証券報告書の連結貸借対照表において、事業年度の末日（2023年3月31日）に債務超過が解消されたことを、東京証券取引所及び福岡証券取引所が確認することで、当該上場廃止に係る猶予期間から解除となる見込みです。

広告事業では、連結子会社である株式会社ジチタイアドにおいて、2021年6月期までは「利益創出事業」と位置付け、事業規模の適正化による利益率向上を図るとともに、一定規模の売上高の維持、1人当たりの生産性を高めて安定的な利益創出を目指してまいりました。これまでの取り組みにより、事業規模の適正化による利益率向上について一定程度実現できたものと考えております。当連結会計年度においては、「計画的な再拡大」を目指し、その第一ステップとして利益率水準を維持しつつ積極的な採用活動を行うなど、再拡大実現に向けての活動を行ってまいりました。

ジチタイワークス事業では、対自治体プロモーション市場について、官民連携や競争促進の余地が大きく、潜在的であると捉えていることから、連結子会社である株式会社ジチタイワークスにおいて、自治体情報を最上流でキャッチできるポジションの確立を目指し、コンテンツ拡充・情報発信力の強化と情報キャッチアップ力の向上により『ジチタイワークス』ブランドの価値を確固たるものにすることで、市場の顕在化の促進を図っております。その先に、当社グループを中心とした自治体情報の循環によるさらなる官民連携の促進、また、自治体情報データベースを活用した、事業の強化・支援・創造が可能になると考えております。これを実現するための施策として、さらなるコンテンツ制作体制の充実と、BtoGソリューションの推進、官民協働を支援するweb上のプラットフォームである「ジチタイワークスHA×SH（ハッシュ）」の運営推進等多面的な展開を進めております。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は2,157,228千円、営業利益は181,243千円、経常利益は160,416千円、親会社株主に帰属する当期純利益は5,028,646千円と

なりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

① 広告事業

広告事業においては、自治体から様々な媒体の広告枠を入札により仕入れ民間企業に販売するSR (SMART RESOURCE) サービス、また、自治体から市民へ専門性が高い情報をよりわかりやすく確実に伝える情報冊子マチレットを自治体と協働発行 (無料) し、自治体の経費削減を支援するSC (SMART CREATION) サービス等を提供しており、上述のとおり収益性改善を目的とした事業規模の適正化を推進してまいりました。当社グループの主要媒体であるマチレットは現在、子育て・空き家・エンディングノート・おくやみ・マイナンバーガイドブック、などのテーマを主として全国展開しております。

また、2021年より継続して実施しております気象庁ホームページ広告の運用サポートについては、2023年4月からの1年間も引き続きジチタイアドがサポートしていくことが決定しております。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は1,463,057千円、セグメント利益は341,390千円となりました。

② ジチタイワークス事業

『ジチタイワークス』は、当社グループの官民連携を推進する様々なサービスを総称するブランドの名称とし、「自治体で働く“コトとヒト”を元気に。」をコンセプトにサービスを展開しております。

約5年にわたり発行してきた、当社グループオリジナルのメディアとして、自治体職員の仕事につながるヒントやアイデア、事例などを紹介する冊子『ジチタイワークス』は、本誌の他に、企業の予算やニーズに応じたオーダーメイド形式の(i)特別号(ii)PICKS及び(iii)INFO.の3種類の媒体があり、自治体向けに事業を展開したい民間企業に対して、幅広い広告媒体の提案を行っております。さらに、当社グループが今まで培った自治体とのリレーションを活用した、自治体と民間企業のニーズを繋ぐBtoGソリューションの積極的な展開も推進しております。

『ジチタイワークス』は2017年12月の創刊から5周年を迎えており、2023年2月に発行した『ジチタイワークス』Vol.24では創刊5周年を記念した特別付録冊子「ジチワQ」を同梱するなど、自治体職員の読者層を広げる企画を実施しております。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は629,076千円、セグメント利益は221,782千円となりました。

③ その他

その他には、マチイロなど他の報告セグメントに含まれないサービスが含まれており
ます。

当連結会計年度における売上高は65,094千円、セグメント損失は17,506千円となり
ました。

(2) 資金調達の状況

当社グループは2021年9月21日に第三者割当の方法により、マッコリー・バンク・
リミテッドを割当先とした第11回新株予約権を発行いたしました。当連結会計年度中に
新株予約権26,259個が行使され、新株予約権発行に伴う払込金額（6,328千円）を含め
合計738,116千円の資金調達を行いました。

また、2023年1月10日に第三者割当の方法により、チェンジを割当先とした株式を発
行し584,210千円の資金調達を行いました。

なお、当社グループは、効率的な運転資金の調達や弾力的に適切なレバレッジへと推移
させる財務体制の構築及び機動的な資本政策の実施等を行うことを念頭に、当連結会計年
度末時点において、主要取引金融機関と総額300,000千円のコミットメントライン契約並
びに総額100,000千円の当座貸越契約を締結しております。なお、コミットメントライン
契約は当連結会計年度中において、株式会社みずほ銀行との間で締結したものでありま
す。これらすべてのコミットメントライン契約及び当座貸越契約にかかる当連結会計年度
末における借入実行残高はありません。

(3) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した設備投資の総額は、5,589千円となりました。これ
は、すべて全社資産への投資であります。なお、重要な設備の除却又は売却はありませ
ん。

(4) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 27 期 (2020年 6 月期)	第 28 期 (2021年 6 月期)	第 29 期 (2022年 3 月期)	第 30 期 (当連結会計年度) (2023年 3 月期)
売 上 高 (千円)	14,407,904	34,615,567	35,630,649	2,157,228
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	1,012,424	△6,935,626	△16,731,978	160,416
親会社株主に帰属する 当期純利益又は親会社 株主に帰属する当期 純損失 (△) (千円)	665,005	△6,978,950	△19,730,966	5,028,646
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純 損失 (△) (円)	117.97	△1,109.09	△1,952.73	400.18
総 資 産 (千円)	6,519,583	10,964,536	1,432,909	2,338,793
純 資 産 (千円)	1,259,820	△2,498,387	△5,602,419	742,060
1株当たり純資産額 (円)	208.57	△326.50	△500.72	44.84

- (注) 1.第28期より連結計算書類を作成しているため、第27期については、当社単体の数値を記載しております。
- 2.第29期（前連結会計年度）については、決算期の変更に伴い、2021年7月1日から2022年3月31日までの9か月間となっております。
- 3.第29期（前連結会計年度）については、当社の連結子会社であった株式会社ホープエナジーが2022年3月25日付で破産手続開始決定がなされたことから、連結の範囲から除外しておりますが、2021年7月1日から2022年3月25日の損益計算書を連結しております。
- 4.第29期（前連結会計年度）の期首より「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日）等を適用しております。また、収益認識に関する会計基準等の適用については、収益認識に関する会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従い第28期（2021年6月期）以前に対し、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

(5) 対処すべき課題

① 広告事業の収益性改善・向上

当社グループは広告事業を「利益創出事業」と位置付け、より安定した収益事業への転換に向けて、事業規模の適正化に加えて、その収益性を改善・向上することが重要であると考えております。

これを実現するための施策として、SRサービスにおいては、中長期的な収益性の改善を実現するために、戦略的な観点を踏まえ、適切な価格で仕入れを行うことを目的とした応札価格の妥当性の検証とより一層のノウハウの蓄積と業務実態への反映といったPDCAサイクルの運用を行っております。また、SCサービスにおけるマチュレットの一件当たりの収益性を向上させるため、冊子の発行が4月～6月に集中し、販売及び制作活動が偏重する傾向を中期的に緩和することで、当該サービスだけでなく事業全体におけるコスト効率化と受注単価の向上に繋げることが課題であると考えております。な

お、当連結会計年度における4月～6月への当該偏りは発行数で約5割と、前年同期の約7割に比べ改善傾向にあります。引き続き、その改善に努めてまいります。

② ジチタイワークス事業におけるサービスの付加価値及び競争力の向上

当社グループは、ジチタイワークス事業を自治体に関する「情報の最上流」と位置付け、自治体と民間との間に存在する「情報の非対称性」の解消を牽引するメディアの制作及びサービスの提供を目指しております。そのためには、ジチタイワークスのブランド価値を高め、自治体と民間を繋ぐメディアとしての地位を確立させることが課題であると認識しており、この数年に渡りこれに努めてまいりました。

これを実現するための施策としては、BtoGソリューション等、ジチタイワークスブランド下のプロダクト、サービス開発、その運営体制の充実化等多面的な展開を進めております。

③ 新規事業・サービスへの挑戦

当社グループの行う事業は行政政策や社会的な課題の変化に直接的に影響を受け、誕生・発展してきたと言えます。その中で当社が継続して独自の成長を果たすためには、自治体に特化したサービスを提供するリーディングカンパニーとして、行政政策等自治体を取り巻く環境の変化への機敏な対応を軸に、自治体との取引実績、ノウハウ、営業力の有効活用、ITによる効率的な事業化への取り組み等を行い、継続的に自治体の自主財源確保に繋がる新たなサービスを開発していくことが重要であると考えております。

④ 優秀な人材の確保及び育成

今後、当社グループが持続的に成長していくためには、組織において中核的な役割を担う人材の確保と育成が課題であると認識しております。この課題に対処するために、一般的なビジネスリテラシー水準の向上と、経営者候補人材の育成に繋がる教育制度や仕組みの構築に積極的に取り組んでおります。

⑤ 経営管理体制の強化

事業の成長や業容の拡大に伴い、経営管理体制のさらなる充実・強化が課題であると認識しております。現状、経営の意思決定や社内手続等が適正に行われるようガバナンスの強化に努め、コンプライアンスや適時開示体制を重視した経営管理体制の構築を行っておりますが、安定したサービスを世の中に提供し、企業価値を継続的に向上させるとともに、組織が健全かつ有効、効率的に運営されるように、事業規模に応じた内部統制の整備、強化、見直しや法令遵守の徹底に努めております。

⑥ 継続企業の前提に関する重要事象等

当社グループは2020年12月中旬から2021年1月下旬にわたるJEPXの取引価格の異常高騰により、2021年6月期において2,498,387千円の債務超過となりました。さらに、2021年10月以降にJEPXの取引価格が当社グループの想定以上に高騰し、高止まりし続けたことにより、2022年3月期末においては5,602,419千円の債務超過となりました。これにより、前連結会計年度においては継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせる事象又は状況が存在しておりました。

当該事象を解消するため、前連結会計年度末の連結貸借対照表の負債の部に計上されていた組織再編により生じた株式の特別勘定を損益に振り替え、特別利益を計上したことに伴い、親会社株主に帰属する当期純利益5,028,646千円を計上したことに加え、第11回新株予約権の行使による株式の発行及び2023年1月10日付でチェンジを割当先とした第三者割当増資の実施により総額約13億円の資金調達を行ったことから、当連結会計年度末における純資産は742,060千円となり、債務超過を解消しております。

また、当社グループは、2017年6月期より継続して営業キャッシュ・フローがマイナスの状況にありましたが、当連結会計年度においては、181,243千円の営業利益を計上し、営業キャッシュ・フローはプラスとなっております。前連結会計年度において営業キャッシュ・フローはプラスに転じていることから、2期連続でのプラスの営業キャッシュ・フローとなりました。

以上を踏まえ、当連結会計年度末において、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせる事象又は状況は存在しないと判断しております。

なお、前連結会計年度まで当社グループの業績へ大きな影響を与えていたエネルギー事業を営んでいたホープエナジーは、2022年3月25日付で破産手続開始の申し立てを行い、同日付で破産手続開始決定がなされたため、連結の範囲から除外しております。ホープエナジーにおいて生じた債務について、当社、株式会社ジチタイアド及び株式会社ジチタイワークスは保証等の債務負担行為を行っていないため、引当金の計上は行っておりません。なお、当社、株式会社ジチタイアド及び株式会社ジチタイワークスにおいて、当該破産による偶発債務は現時点で発生しておらず、今後においても発生する可能性は低いと判断しております。

⑦ 上場廃止の猶予期間入り銘柄への対応

当社グループは2021年6月期において債務超過となり、上場廃止に係る猶予期間が2023年3月31日までとなっておりますが、当連結会計年度末において当社グループは債務超過を解消しており、2023年6月に提出予定の有価証券報告書の連結貸借対照表において、事業年度の末日（2023年3月31日）に債務超過が解消されたことを、東

京証券取引所及び福岡証券取引所が確認することで、当該上場廃止に係る猶予期間から解除となる見込みです。

(6) 主要な事業内容

当社グループは「自治体を通じて人々に新たな価値を提供し、会社及び従業員の成長を追求する」を企業理念に掲げ、自治体の財源確保・経費削減に貢献することを目的に、自治体に特化したサービスを展開しております。当社グループは「広告事業」、「ジチタイワークス事業」の2区分を報告セグメントとしており、報告セグメントに含まれない一部サービスを「その他」としております。

なお、前連結会計年度において、当社の連結子会社であった株式会社ホープエナジーが2022年3月25日付で破産手続開始決定がなされたことに伴い、同社が営む「電力小売事業」から撤退をしております。これにより、「エネルギー事業」の報告セグメントを廃止しております。

各セグメントの事業内容は次のとおりであります。

① 広告事業

広告事業では、主に次のサービスを行っております。

イ. SR (SMART RESOURCE) サービス

SRサービスは、自治体が有するホームページ、広報紙、公務員に配られる給与明細、各種封筒等の配布物等、様々な媒体の広告枠を入札により仕入れ民間企業に販売するサービスであり、自治体の自主財源確保の手段の一つとして、既存の様々なスペースの有効活用を支援するという特徴があります。自治体広告市場は、自治体の財政状況が厳しさを増す中で、自治体資産に民間事業者の広告を掲載することで新たな財源を確保し、また、情報発信を通じて市民サービスの向上や地域経済の活性化など、二次的な効果を期待して立ち上がったものといわれております。2004年度に横浜市が全国に先駆けて広告事業の専門組織を立ち上げ、全市的に広告事業を展開し、また、2005年に国の「行政効率化推進計画」に、効率化のための取り組みとして「国の広報印刷物への広告掲載」が追加され、これにより自治体の広告事業への取り組みが拡がりました（注）。しかしながら、従前、自治体が自ら広告枠の販売を行っていた際には、自治体は事務作業や事務コスト等を負担しなければならず、また、自治体にノウハウが少ないために広告枠が売れ残り、想定していた財源を確保できない場合もありました。

同サービスでは、当社が広告枠を一括で仕入れ民間企業への販売を行うため、自治体は事務作業・コスト負担の削減、安定した財源確保が可能となります。また、広告

主に対しては、企業ごとのターゲットエリア、ターゲット層にマッチした媒体への広告掲載を提案することで、広告効果という付加価値を提供しております。

第30期の主な実績は、気象庁ホームページ広告運用事業の受注などがあります。

(注) 「自治体の収入増加に関する調査研究」(2010年3月 財団法人地方自治研究機構) による。

ロ. SC (SMART CREATION) サービス

SCサービスでは主に、当社と自治体との協働発行という形で、自治体が住民へ周知する必要がある各種分野に特化した住民向け情報冊子について、当社が広告主を募集し、制作した当該情報冊子を自治体に寄贈するサービスを行っており、当該情報冊子を「マチレット」と総称しております。自治体が自費制作する場合、費用の関係からページ数や色数等デザインに制限を受けてしまい、また、事務作業や事務コストの負担の関係から発行できない自治体もあります。同サービスでは、当社がデザイン・制作を無償で行うため、自治体は事務作業やコストの大幅な削減が可能となるほか、デザイン性の高い情報冊子の提供が可能となります。また、広告主に対しては、企業のサービス内容、ターゲットエリアやターゲット層にマッチした媒体への広告掲載を提案することで、広告効果という付加価値を提供しております。なお、現在の主な取扱分野は、子育てに関する情報を集約した「子育て情報冊子」、空き家対策に関する情報を集約した「空き家対策冊子」、高齢者の終活をサポートする情報を集約した「エンディングノート」、遺族のための手続など必要な情報を集約した「おくやみ冊子」、マイナンバーカードの交付業務における住民サービス情報を集約した「マイナンバーカードガイドブック」となっており、時流・社会的課題や行政施策を背景に分野を特定し、自治体との協働発行に繋げております。

② ジチタイワークス事業

ジチタイワークス事業では、官民連携の促進を目指し、主に当社が今まで広告事業で培った自治体とのリレーションを活用し、次のサービスを行っております。

イ. BtoGソリューション

BtoGソリューションは、自治体と民間企業のニーズを繋ぐサービスです。民間企業における自治体をターゲットにした商品やサービスについて、当社の持つ自治体ネットワークや取引ノウハウを活用し、販売促進に向けたニーズ調査やマーケティング支援を行い、これらを通じて自治体の各種課題解消に繋げております。

ロ. 行政マガジン『ジチタイワークス』

『ジチタイワークス』は、当社が全国の市町村及び47都道府県の自治体に対して無償で発行している行政マガジンであり、自治体業務の現場で活用できる事例や、地域をあげて取り組んだ事業まで、様々な事例におけるノウハウを提供することで自治体運営における業務改善に繋げることを目的としております。また、自治体向けに事業を展開したい民間企業に対しては、誌面への広告掲載によって、ターゲットを限定することでリーチ力の高い広告宣伝活動をサポートしております。2020年6月のリニューアルを経てさらなるブランド力の強化や認知度向上に取り組んでおります。

『ジチタイワークス』は2017年12月の創刊から5周年を迎えており、2023年2月に発行した『ジチタイワークス』Vol.24では創刊5周年を記念した特別付録冊子「ジチワQ」を同梱するなど、自治体職員の読者層を広げる企画を実施しております。

ハ. ジチタイワークス HA×SH (ハッシュ)

ジチタイワークス HA×SH (ハッシュ) は、自治体と民間企業の情報流通プラットフォームであり、インターネットによる横断的な情報流通の場の構築・提供、さらには活用促進を目的として、第27期よりサービスを開始いたしました。自治体は抱えている課題に合わせ民間企業の有益なサービスを検索・閲覧することで、能動的かつ効率的な情報収集が可能となり、自治体職員の生産性が向上することで行政サービスの推進に繋がります。また、民間企業は自社が提供する自治体向けサービスの情報を掲載することで、物理的な訪問の困難さや提案の非効率性にとらわれることなく、より多くの自治体へ周知することが可能となります。

(7) 主要な事業所

① 当社の主要な営業所

名 称	所 在 地
福岡本社	福岡県福岡市

② 子会社

名 称	所 在 地
株式会社ジチタイアド	福岡県福岡市
株式会社ジチタイワークス	福岡県福岡市

(8) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

セグメントの名称	従業員数(人)	前連結会計年度末比増減
広告	74 (8)	7名増
エネルギー	-	6名減
ジチタイワークス	40 (4)	4名増
その他	4 (3)	2名減
全社(共通)	18 (5)	1名増
合計	136 (20)	4名増

- (注) 1. 子会社の従業員はすべて当社からの出向者で構成されているため、連結会社の状況と提出会社の状況における従業員数は一致しております。
2. 従業員数は就業人員数であり、() 書きは外書きで臨時雇用者数(アルバイト、パートタイマー、派遣社員)は最近1年間の平均雇用者数(1日8時間換算)を記載しております。
3. 全社(共通)として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。
4. 2022年3月25日付で破産手続開始決定がなされた株式会社ホープエナジーが営むエネルギー事業に関しては、同日付で撤退をしております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
136 (20) 名	4名増	33.1歳	4.9年

(9) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社ジチタイアド	10,000千円	100%	自治体の財源確保・コスト削減を目的とする広告事業等
株式会社ジチタイワークス	10,000千円	100%	官民連携・自治体同士の連携の促進を目的とする媒体発行・プロモーション事業等

(10) 主要な借入先の状況

借入先	借入金残高（千円）
株式会社商工組合中央金庫	228,198

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 27,950,000株
- (2) 発行済株式の総数 16,454,200株（うち自己株式24,981株）
- (3) 当事業年度末の株主数 8,960名

(4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 チ ェ ン ジ	2,585,000株	15.73%
株 式 会 社 E . T .	1,340,000	8.15
時 津 孝 康	1,327,400	8.07
一 村 哲 也	397,000	2.41
齋 藤 将 平	286,400	1.74
福 留 大 士	247,800	1.50
斉 井 政 憲	230,000	1.39
木 村 明 彦	184,000	1.11
松 井 証 券 株 式 会 社	127,500	0.77
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	124,400	0.75

- (注) 1. 持株比率は、小数点第3位以下を切り捨てて記載しております。
2. 持株比率は、自己株式を除く発行済株式総数に対する持株数の割合であります。

(5) その他株式に関する重要な事項

発行済株式の総数は、第三者割当による株式の発行により2,585,000株、新株予約権の行使により2,629,700株の合計5,214,700株増加しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

当社は、2018年1月17日の取締役会決議に基づき、株式会社ホープ 2018年度第1回新株予約権を発行いたしました。その内容は次のとおりであります。

銘 柄	株式会社ホープ 2018年度第1回新株予約権
発行決議の日	2018年1月17日
保有者の人数 当社取締役（社外取締役を除く。）	3名
新株予約権の数	1,185個
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式 474,000株
新株予約権の発行価額	100円
新株予約権の行使時の払込金額	307円
新株予約権の行使期間	2021年10月1日～ 2026年9月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 308円 資本組入額 154円
新株予約権の主な行使の条件	<p>①割当日から新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値の1か月間（当日を含む21取引日）の平均値が一度でも権利行使価額に40%を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての新株予約権を行使価額の70%で行使期間の満期日までに行使しなければならない。</p> <p>②上記①の条件に抵触せずに、2018年6月期から2023年6月期までの期の当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）の経常利益が一度でも200百万円を超過した場合のみ、新株予約権を行使することができる。なお、上記の経常利益の判定において、本新株予約権に関する株式報酬費用が計上される場合には、これによる影響を経常利益に足戻すことにより計算された、株式報酬費用控除前の修正経常利益をもって判定するものとする。</p> <p>③相続人による本新株予約権の行使は認めない。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡による取得には、当社取締役会の決議による承認を要する。

(注) 2020年1月1日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っており、「新株予約権の目的である株式の種類及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」については、株式分割後の数値を記載しております。

(2) **当事業年度中に当社従業員に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要**

該当事項はありません。

(3) **その他新株予約権等に関する重要な事項**

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（2023年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	時 津 孝 康	CEO
取 締 役	森 新 平	COO ジチタイワークス事業担当
取 締 役	大 島 研 介	CFO 管理部門担当
取 締 役	平 田 え り	弁護士法人西村あさひ法律事務所福岡事務所 株式会社チェンジ 代表取締役兼執行役員社長 株式会社トラストバンク 取締役 株式会社ROXX 社外取締役 株式会社Orb 取締役
取 締 役	福 留 大 士	株式会社デジタルグロースアカデミア 取締役 株式会社ポート 経営アドバイザー 株式会社コミクス 社外取締役 SBI地方創生サービスーズ株式会社 代表取締役社長 株式会社ガバメイツ 取締役 株式会社DFA Robotics 取締役 株式会社トラベルジップ 取締役就任
常 勤 監 査 役	松 山 孝 明	
監 査 役	河 上 康 洋	河上康洋税理士事務所所長 合同会社河上中小企業診断士事務所代表社員
監 査 役	徳 臣 啓 至 (職名：前田啓至 (司法書士))	大手門司法書士事務所所長

- (注) 1. 取締役平田えり氏及び福留大士氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役松山孝明氏、監査役河上康洋氏及び徳臣啓至氏は、社外監査役であります。
3. 当社は、社外監査役を東京証券取引所及び福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。
4. 監査役河上康洋氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 当連結会計年度中の監査役の異動はありません。
6. 当連結会計年度中の取締役の異動は次のとおりであります。
- ① 2022年6月30日開催の第29回定時株主総会終結の時をもって、取締役新井悠介氏は任期満了により退任いたしました。
 - ② 2023年3月10日開催の臨時株主総会において、福留大士氏は新たに取締役に選任され就任いたしました。
7. 当社は、定款において、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役（以下、「非業務執行取締役等」という。）との間に同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定めており、当社と非業務執行取締役等との間で、同規定に基づき賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約

に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、非業務執行取締役等が責任の原因となった職務の遂行について善意で重過失がないときに限られます。

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、当社の取締役及び監査役並びに当社子会社の取締役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

当該役員等賠償責任保険契約の保険料は全額当社が負担しており、被保険者がその職務の執行に起因して保険期間中に損害賠償請求された場合の損害賠償金及び争訟費用等が当該役員等賠償責任保険にて填補されます。なお、被保険者の職務の適正性が損なわれないようにするための措置として、法令違反行為があることを認識して行った行為に起因して生じた損害等については補償の対象外としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等

① 当事業年度に係る報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (社外取締役を除く)	66,953	39,186	27,766	—	3
監査役 (社外監査役を除く)	—	—	—	—	—
社外取締役	3,750	3,750	—	—	2
社外監査役	5,400	5,400	—	—	3

- (注) 1. 上記には2022年6月30日開催の第29回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任した社外取締役1名を含んでおります。なお、うち1名は無報酬の社外取締役であります。
2. 取締役の報酬限度額は、2020年9月25日開催の第27回定時株主総会において年額200,000千円以内、うち社外取締役の報酬限度額は、20,000千円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は5名(うち社外取締役は2名)です。また、監査役の報酬限度額は、2015年9月28日開催の定時株主総会において年額10,000千円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名(うち社外監査役は2名)です。

② 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社においては、2020年10月14日開催の取締役会にて任意委員会である報酬委員会の設置を決議し、また、2021年6月11日開催の取締役会において報酬委員会の半数以上を社外取締役とする旨を決議しており、取締役の個人別の報酬額について、報酬委員会において審議される体制となっております。取締役会において報酬委員会への一任決議を経たうえで、報酬委員会が株主総会決議により承認された範囲において、取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。一任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには、客観性及び透明性を確保

するため、報酬委員会が適していると判断したためであります。

また、監査役の報酬については、株主総会にて決議された報酬総額の限度内において監査役会の協議で決定しております。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

社外取締役平田えり氏は、西村あさひ法律事務所に所属する弁護士であり、当社は同事務所に対し、必要の都度、法律事務を依頼しております。

社外取締役福留大士氏は株式会社チェンジの代表取締役兼執行役員社長であります。同社は当社株式の15.73%を保有する筆頭株主であり、資本業務提携契約を締結しております。なお、同氏が兼職している他の各兼職先と当社の間には重要な取引関係はありません。

社外監査役河上康洋氏は、河上康洋税理士事務所所長及び合同会社河上中小企業診断士事務所代表社員であります。当社と各兼職先との間には重要な取引関係はありません。

社外監査役徳臣啓至氏は、大手門司法書士事務所所長であります。当社と同兼職先との間には重要な取引関係はありません。

② 社外役員の主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	平 田 え り	当連結会計年度開催の取締役会全14回に出席いたしました。取締役会において、主に弁護士としての専門的見地から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
取 締 役	福 留 大 士	2023年3月10日就任以降、当連結会計年度開催の取締役会1回に出席いたしました。取締役会において、経営者としての豊富な経験を活かして、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
常勤監査役	松 山 孝 明	当連結会計年度開催の取締役会全14回、監査役会全16回に出席いたしました。取締役会及び監査役会において、常勤監査役として議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
監 査 役	河 上 康 洋	当連結会計年度開催の取締役会全14回、監査役会全16回に出席いたしました。取締役会及び監査役会において、主に税理士としての専門的見地から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
監 査 役	徳 臣 啓 至	当連結会計年度開催の取締役会全14回、監査役会全16回に出席いたしました。取締役会及び監査役会において、主に司法書士としての専門的見地から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 当社の会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
当連結会計年度に係る 会計監査人の報酬等の額	30,000	—
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき 金銭その他の財産上の利益の合計額	30,000	—

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当連結会計年度に係る会計監査人の上記報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかなどを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 当社に対する会計監査人の対価を伴う非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると判断したときは、会計監査人を解任する方針であります。また、監査役会は会計監査人の職務の遂行に関する事項の整備状況などを勘案し、再任・不再任の決定を行う方針であります。

なお、監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

(1) 決議の内容の概要

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、その基本方針を取締役会において決議しております。当該基本方針の概要は、下記のとおりであります。

- ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・ 当社は監査役会設置会社であり、取締役の職務の執行については、監査役会の定める監査方針に従い、監査役監査の対象となる。また、取締役は、他の取締役の法令、定款違反行為を発見した場合、直ちに監査役及び取締役会に報告し、その是正を図る。
 - ・ 当社は、コンプライアンス体制の基礎として、当社役職員が遵守すべき規範として「コンプライアンス指針」及び「コンプライアンス規程」を定める。
 - ・ 当社は、取締役会規程を始めとする社内規程を制定、及び必要に応じて改訂し、業務の標準化及び経営秩序の維持を図る。
- ② 取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制
 - ・ 株主総会、取締役会、経営会議その他重要な意思決定に係る情報は、法令及び当社の「文書管理規程」に基づき、適切に保管・管理する。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・ 「危機管理規程」を定め、当社の経営に重大な影響を与えるような経営危機が発生した場合は、代表取締役社長を本部長とした対策本部を設置し、当社の損失を最小限に抑えるとともに早期の原状回復に努める。
 - ・ ISO27001の認証を受け、個人情報を含む情報セキュリティ管理に取り組む。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・ 定例取締役会を毎月1回開催する他、機動的に意思決定を行うため、臨時取締役会を開催するものとし、適切な職務執行が行える体制を確保する。
 - ・ 職務執行に関する権限及び責任は、業務分掌規程、組織規程、職務権限規程等において明文化し、適宜適切に見直しを行う。
- ⑤ 当社及び子会社からなる企業集団（以下当社グループという）における業務の適正を確保するための体制
 - ・ 当社は、当社グループ各社の業務執行管理機能を担う持株会社として、事業会社の経営の自主独立を尊重しつつ、各社に対する監督機能の実効性確保を目的としたコーポレート・ガバナンス基本方針を策定する。

- ・ 当社は、グループ戦略の決定、グループ経営資源の適正な配分及び資本政策の策定等の役割を担うとともに、グループにおける業務の適正を確保するために関係会社管理規程等を策定し、同規程等に基づき、直接的に経営管理する子会社と企業間契約を締結し、事業会社の経営上の重要事項について報告を求める。
 - ・ 当社は、グループ全体のリスク管理、コンプライアンス、危機管理体制、その他内部統制システムに必要な体制の構築及び運用を支援し、グループ各社の状況に応じた経営管理体制の構築に取り組む。
 - ・ 当社の内部監査部門は、グループ各社の内部監査部門（または担当者）と連携し、直接・間接的に実施するグループ会社の監査を通じて、当社グループの内部統制システムの運用状況を把握し評価する。
 - ・ 当社は、当社グループの従業員等が直接通報することで、法令違反行為等を未然に防止または速やかに認識し、是正することを目的に外部弁護士を窓口とする内部者通報制度を設ける。また、監査役及び監督官庁等の外部機関等を含めた通報先とした通報者に対し、通報を行ったという事実を理由とした不利益取扱いは一切行わない。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項及び取締役からの独立性に関する事項
- ・ 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合は、取締役会は監査役と協議の上、必要に応じて、専任又は兼任の従業員を置く。
- ⑦ 取締役及び従業員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ・ 取締役は、監査役が取締役会及び経営会議その他重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、これらの会議に出席できる環境を整備する。
 - ・ 取締役及び従業員は、会社に重大な損失を与える事項が発生し、または発生するおそれがあるとき、取締役による違法、または不正な行為を発見したときは、直ちに監査役に報告する。
 - ・ 当社は、監査役への報告を行った当社グループの取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する旨を内部通報規程に定め、当社グループの取締役及び使用人に周知徹底する。
- ⑧ その他、監査役が実効的に行われることを確保するための体制
- ・ 取締役会は、代表取締役社長と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題について意見交換を行う。
 - ・ 監査役は、会計監査人及び内部監査担当と定期的に会合を持ち、意見及び情報の交換

を行う。

- ・監査役からその職務の執行について生ずる費用の前払い等の請求があった場合、会社は速やかに費用または債務の処理を行う。

⑨ 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ・当社は、財務報告の信頼性を確保するため、代表取締役社長の指示のもと、金融商品取引法に基づく内部統制が有効に行われる体制を構築し、内部統制システムの整備及び運用を行うとともに、適正に機能することを継続的に評価し、必要の都度是正を行う。

⑩ 反社会的勢力排除に向けた体制

- ・「反社会的勢力対策規程」を定め、反社会的勢力との取引を含めた一切の関係を遮断し、役員及び従業員の平素からの対応や事案発生時の組織対応制度を構築する。

(2) 体制の運用状況の概要

当事業年度における上記体制の運用状況の概要は、下記のとおりであります。

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合すること並びに効率的に行われることの確保

取締役会については、定例取締役会を12回、臨時取締役会を2回開催し、法令及び定款その他の各種規程に基づく適法性及び経営判断に基づく妥当性を満たすよう業務執行の決定及び取締役の職務執行の監督を行いました。また、当社におけるコンプライアンスに関する意識の向上を図り、コンプライアンスが円滑かつ効果的に実施されるよう「コンプライアンス規程」を定めており、定期的にコンプライアンス委員会を開催しております。

② リスク管理体制

内部監査室にて内部監査計画を定め、内部監査を実施し、その結果を代表取締役社長に報告いたしました。また、「危機管理規程」の周知を引き続き行い、リスク低減に努めております。さらに、ISO27001：2013の認証に係る更新審査を実施し、引き続き不適合がない旨の審査報告を受けました。

③ 取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制

「文書管理規程」に従い、文書の法定保存期間を守った、文書の保存・管理を行っております。

- ④ 監査役の職務を補助すべき従業員に関する事項
本社部門のスタッフ1名を兼任の監査役補助スタッフとして設置しており、監査役の職務を補助しております。
- ⑤ 監査役の監査が実効的に行われることの確保
監査役は、代表取締役社長と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題について意見交換を行っております。また、社外取締役を含むその他の取締役、内部監査担当その他従業員及び会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換を行っております。
- ⑥ 反社会的勢力排除に向けた体制
「反社会的勢力対策規程」及びその業務マニュアル等、反社会的勢力による当社に対する民事介入暴力が発生した場合の対応を定めており、いかなる場合においても反社会的勢力に対し、金銭その他経済的利益を提供しないべく努めております。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2,226,887	流動負債	1,397,139
現金及び預金	1,509,164	買掛金	467,155
売掛金及び契約資産	202,823	1年内返済予定の 長期借入金	597,705
商品及び製品	411,118	未払金	34,553
仕掛品	8,862	未払費用	192,680
貯蔵品	113	未払法人税等	12,777
前払費用	10,572	契約負債	46,324
その他	85,753	預り金	3,873
貸倒引当金	△1,521	その他	42,070
固定資産	111,905	固定負債	199,593
有形固定資産	14,341	社債	100,000
建物	3,894	長期借入金	99,593
車両運搬具	219		
工具、器具及び備品	10,226	負債合計	1,596,732
無形固定資産	18,118	(純資産の部)	
ソフトウェア	18,118	株主資本	736,427
投資その他の資産	79,446	資本金	30,430
投資有価証券	6,138	資本剰余金	1,303,020
破産更生債権等	9,241	利益剰余金	△526,121
繰延税金資産	34,526	自己株式	△70,902
その他	38,782	その他の包括利益累計額	274
貸倒引当金	△9,241	その他有価証券 評価差額金	274
		新株予約権	5,358
資産合計	2,338,793	純資産合計	742,060
		負債・純資産合計	2,338,793

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

(自 2022年 4 月 1 日)
(至 2023年 3 月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		2,157,228
売 上 原 価		958,467
売 上 総 利 益		1,198,760
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,017,516
営 業 利 益		181,243
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	15	
違 約 金 収 入	1,460	
助 成 金 収 入	273	
受 取 手 数 料	2,567	
債 務 免 除 益	8,500	
そ の 他	1,889	14,707
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	11,637	
支 払 手 数 料	6,297	
株 式 交 付 費	16,940	
固 定 資 産 除 却 損	658	35,534
経 常 利 益		160,416
特 別 利 益		
組 織 再 編 に よ り 生 じ た 株 式 の 特 別 勘 定 取 崩 益	4,846,528	4,846,528
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		5,006,945
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	12,967	
法 人 税 等 調 整 額	△34,668	△21,701
当 期 純 利 益		5,028,646
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		5,028,646

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(自 2022年 4月 1日)
(至 2023年 3月 31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株 主 資 本 計 合
当連結会計年度期首残高	2,716,601	2,670,401	△10,931,834	△70,902	△5,615,732
当連結会計年度中の変動額					
新株の発行	292,105	292,105			584,210
資本金の減少	△3,347,928	3,347,928			-
その他資本剰余金の減少		△5,377,066	5,377,066		-
新株の発行 (新株予約権の行使)	369,651	369,651			739,303
親会社株主に帰属する 当期純利益			5,028,646		5,028,646
株主資本以外の項目の当連結会計年度中の変動額(純額)					
当連結会計年度中の変動額合計	△2,686,171	△1,367,381	10,405,712	-	6,352,160
当連結会計年度末残高	30,430	1,303,020	△526,121	△70,902	736,427

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額	その他の包括利益累計額		
当連結会計年度期首残高	373	373	12,939	△5,602,419
当連結会計年度中の変動額				
新株の発行				584,210
資本金の減少				-
その他資本剰余金の減少				-
新株の発行 (新株予約権の行使)				739,303
親会社株主に帰属する 当期純利益				5,028,646
株主資本以外の項目の当連結会計年度中の変動額(純額)	△98	△98	△7,581	△7,680
当連結会計年度中の変動額合計	△98	△98	△7,581	6,344,479
当連結会計年度末残高	274	274	5,358	742,060

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

【連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記】

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 2社
連結子会社の名称 株式会社ジチタイアド
株式会社ジチタイワークス

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② 棚卸資産

商品及び製品、仕掛品

個別法による原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

貯蔵品

最終仕入原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法）

を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	10年
車両運搬具	5～6年
工具、器具及び備品	2～8年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点

① 広告事業

広告事業に係わる収益は、自治体から仕入れた様々な媒体及び当社グループが制作し、自治体が住民に向けて発行する冊子の広告枠の販売及び広告掲載役務提供による収益であり、媒体への広告掲載期間にわたって、又は媒体及び冊子の発行時点で収益を認識しております。また、いわゆる代理店販売（当社グループに販売価格決定権が存在せず、かつ在庫リスクも存在しない）による売上は、販売金額から売上原価を控除した金額（純額）で収益を認識しております。

なお、収益は顧客との契約に係る取引価格で測定しております。また、取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

② ジチタイワークス事業

i. ジチタイワークス（公務員向け行政マガジン）：当社グループが制作・発行を行う冊子の広告掲載枠の販売及び広告掲載役務提供による収益であり、冊子の発行時点で収益を認識しております。

なお、収益は顧客との契約に係る取引価格で測定しております。また、取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

ii. BtoGプロモーション：官民連携サービス提供による収益であり、顧客による検収が完了し、かつ当社グループが検収書を受領した時点で収益を認識しております。

なお、収益は顧客との契約に係る取引価格で測定しております。また、取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

- (5) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項
 繰延資産の処理方法
 株式交付費
 支出時に全額費用処理しております。

【会計上の見積りに関する注記】

棚卸資産の評価

- (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額
 商品及び製品 411,118千円
- (2) その他の情報
- ① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法
 「連結計算書類 連結注記表【連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記】4. 会計方針に関する事項(1)② 棚卸資産」に記載のとおりであります。
- ② 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定
 通常の販売目的で保有する棚卸資産の簿価切下げに当たり、収益性の低下の有無に係る判断について正味売却価額の算定に当たっては、過去の販売実績や将来の受注可能性を考慮しております。
- ③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響
 棚卸資産の評価に当たっては、現在入手可能な情報に基づき判断しており、前提条件の変化や経済及びその他の事象または状況の変化等により、正味売却価額が低下した場合、棚卸資産評価損の追加計上が必要となる可能性があります。

【連結貸借対照表に関する注記】

1. 有形固定資産の減価償却累計額 36,792千円

2. 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行と当座貸越契約を締結しております。当連結会計年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額	100,000千円
借入実行残高	—
差引額	100,000

3. コミットメントライン契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行とコミットメントライン契約を締結しております。当連結会計年度末におけるコミットメントライン契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

コミットメントラインの総額	300,000千円
借入実行残高	—
差引額	300,000

4. 1年内返済予定の長期借入金

1年内返済予定の長期借入金については、当第1四半期連結会計期間中に実施されたすべての取引金融機関との協議において、当連結会計年度末までの返済条件の緩和に対する合意を得ており、合意どおりに返済いたしました。翌連結会計年度以降の返済については、各取引金融機関と協議を行い、返済条件の緩和を終了とし、約定どおりの返済を行う予定であります。

【連結損益計算書に関する注記】

組織再編により生じた株式の特別勘定取崩益

前連結会計年度末において、負債に計上していた「組織再編により生じた株式の特別勘定」（以下「特別勘定」）は、2021年12月1日を効力発生日とした、株式会社ホープエナジーへのエネルギー事業の吸収分割において、当社から株式会社ホープエナジーへ承継した移転事業に係る資産から負債を控除した差額（株主資本相当額）がマイナスであったことから、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2019年1月16日）、「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日。以下「事業分離等指針」という。）に基づき、株式の評価的な勘定として計上したものであります。事業分離等指針においては「当該負債の事業分離後の会計処理は、分離元企業が当該分離先企業の株式を処分したときは損益に振り替え、（中略）通常の有価証券の会計処理に従う」とされているため（企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針第394項）、当社は2022年9月16日開催の取締役会の決議に基づき、2022年9月20日付で株式会社ホープエナジーの全株式を譲渡したことに伴い、当該特別勘定を取り崩し、特別利益を計上しました。

【連結株主資本等変動計算書に関する注記】

1. 発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数（株）	当連結会計年度 増加株式数（株）	当連結会計年度 減少株式数（株）	当連結会計年度 末株式数（株）
普通株式	11,239,500	5,214,700	－	16,454,200
合計	11,239,500	5,214,700	－	16,454,200

(注) 普通株式の増加は、次のとおりであります。

新株発行による増加	2,585,000株
新株予約権の権利行使による増加	2,629,700株

2. 自己株式の種類及び数

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数（株）	当連結会計年度 増加株式数（株）	当連結会計年度 減少株式数（株）	当連結会計年度 末株式数（株）
普通株式	24,981	－	－	24,981
合計	24,981	－	－	24,981

3. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

該当事項はありません。

4. 新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式数（株）			
	当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末
普通株式	2,625,900	－	2,625,900	－
合計	2,625,900	－	2,625,900	－

(注) 新株予約権の減少は、次のとおりであります。

権利行使による減少 2,625,900株

【金融商品に関する注記】

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入等により資金を調達しております。なお、デリバティブ取引は利用しておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引先ごとに与信管理を徹底し、回収期日や残高を定期的に管理することで、リスクの低減を図っております。

投資有価証券は、その他有価証券であり、市場価格の変動リスク等に晒されております。当該リスクに関しては、四半期ごとに時価等を把握する管理体制をとることで、リスクの低減を図っております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

借入金及び社債は、運転資金を目的としたものであり、流動性リスクに晒されております。当該リスクに関しては、各部署からの報告に基づき適時に資金計画を作成、更新するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理し、リスクの低減を図っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式である非上場株式（5,000千円）は、次表には含めておりません。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時 価 (千円)	差 額 (千円)
投資有価証券	1,138	1,138	－
資産計	1,138	1,138	－
社債	100,000	95,549	△4,450
長期借入金 (1年内返済含む)	697,298	687,337	△9,960
負債計	797,298	782,887	△14,410

- (注) 1. 「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「未払法人税等」、「短期借入金」については現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
2. 非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象としておりません。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	1,138	－	－	1,138

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社債	－	－	95,549	95,549
長期借入金 (1年内返済含む)	－	－	687,337	687,337

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

① 投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

② 社債

当社の発行する社債の時価は、元利金の合計額と、当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル3の時価に分類しております。

③ 長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル3の時価に分類しております。

【収益認識に関する注記】

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント			その他 (注)	合計
	広告	ジチタイ ワークス	計		
売上高					
民間	1,285,483	553,702	1,839,186	10,904	1,850,090
官公庁	177,574	75,373	252,947	54,189	307,137
顧客との契約 から生じる収益	1,463,057	629,076	2,092,133	65,094	2,157,228
その他の収益	－	－	－	－	－
外部顧客への 売上高	1,463,057	629,076	2,092,133	65,094	2,157,228

(注) 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、主にマチイロなどのサービスを含んでおります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「連結計算書類 連結注記表【連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記】4. 会計方針に関する事項（4）重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

① 契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度
契約負債（期首残高）	69,160
契約負債（期末残高）	46,324

(注)契約負債は、履行義務の充足前に対価を受領しているものです。当連結会計年度期首時点で保有していた契約負債に関しては主に当連結会計年度の収益として認識しております。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な取引はありません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

【1株当たり情報に関する注記】

1株当たり純資産額	44円84銭
1株当たり親会社株主に帰属する当期純利益	400円18銭

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,612,822	流動負債	824,925
現金及び預金	1,254,220	1年内返済予定の 長期借入金	597,705
売掛金及び契約資産	104,724	未払金	28,550
貯蔵品	113	未払費用	192,680
前払費用	8,862	未払法人税等	1,059
未収入金	140,247	預り金	3,849
その他	104,653	その他	1,081
固定資産	151,758	固定負債	199,593
有形固定資産	14,341	社債	100,000
建物	3,894	長期借入金	99,593
車両運搬具	219		
工具、器具及び備品	10,226	負債合計	1,024,518
無形固定資産	888	(純資産の部)	
ソフトウェア	888	株主資本	734,429
投資その他の資産	136,529	資本金	30,430
投資有価証券	6,138	資本剰余金	1,303,020
関係会社株式	84,316	資本準備金	661,725
繰延税金資産	26,011	その他資本剰余金	641,294
その他	20,063	利益剰余金	△528,119
		その他利益剰余金	△528,119
		繰越利益剰余金	△528,119
		自己株式	△70,902
		評価・換算差額等	274
		その他有価証券 評価差額金	274
		新株予約権	5,358
資産合計	1,764,580	純資産合計	740,062
		負債・純資産合計	1,764,580

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自 2022年 4 月 1 日)
(至 2023年 3 月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		474,599
売 上 原 価		-
売 上 総 利 益		474,599
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		404,878
営 業 利 益		69,720
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	1,525	
助 成 金 収 入	273	
債 務 免 除 益	8,500	
そ の 他	1,702	12,001
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	11,637	
支 払 手 数 料	6,297	
株 式 交 付 費	16,940	
そ の 他	658	35,534
経 常 利 益		46,187
特 別 利 益		
組 織 再 編 に よ り 生 じ た 株 式 の 特 別 勘 定 取 崩 益	4,846,528	4,846,528
税 引 前 当 期 純 利 益		4,892,716
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	1,159	
法 人 税 等 調 整 額	△26,153	△24,993
当 期 純 利 益		4,917,710

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 2022年 4月 1日)
(至 2023年 3月 31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本							自 己 株 式	株 主 資 本 計 合
	資 本 金	資 本 準 備 金		資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			
		資本準備金	そ の 他 資本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 剰 余 金 合 計	利 益 剰 余 金 合 計	剰 余 金 計		
当期首残高	2,716,601	2,670,401	-	2,670,401	△10,822,895	△10,822,895	△70,902	△5,506,794	
当期変動額									
新株の発行	292,105	292,105		292,105				584,210	
資本金の減少	△3,347,928		3,347,928	3,347,928				-	
資本準備金の減少		△2,670,433	2,670,433	-				-	
その他資本剰余金の減少			△5,377,066	△5,377,066	5,377,066	5,377,066		-	
新株の発行 (新株予約権の行使)	369,651	369,651		369,651				739,303	
当期純利益					4,917,710	4,917,710		4,917,710	
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)									
当期変動額合計	△2,686,171	△2,008,676	641,294	△1,367,381	10,294,776	10,294,776	-	6,241,224	
当期末残高	30,430	661,725	641,294	1,303,020	△528,119	△528,119	△70,902	734,429	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	そ の 他 評 価 ・ 換 算 差 額 等	そ の 他 評 価 ・ 換 算 差 額 等		
当期首残高	373	373	12,939	△5,493,481
当期変動額				
新株の発行				584,210
資本金の減少				-
資本準備金の減少				-
その他資本剰余金の減少				-
新株の発行 (新株予約権の行使)				739,303
当期純利益				4,917,710
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	△98	△98	△7,581	△7,680
当期変動額合計	△98	△98	△7,581	6,233,543
当期末残高	274	274	5,358	740,062

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

【重要な会計方針】

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

① 関係会社株式

移動平均法による原価法

② その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品

最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 10年

車両運搬具 5～6年

工具、器具及び備品 2～8年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

3. 収益及び費用の計上基準

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点

① 広告事業

広告事業に係わる収益は、自治体から仕入れた様々な媒体及び、当社が制作し、自治体が住民に向けて発行する冊子の広告枠の販売及び広告掲載役務提供による収益であり、媒体への広告掲載期間にわたって、又は媒体及び冊子の発行時点で収益を認識しております。また、いわゆる代理店販売（当社に販売価格決定権が存在せず、かつ在庫リスクも存在しない）による売上は、販売金額から売上原価を控除した金額（純額）で収益を認識しております。

なお、収益は顧客との契約に係る取引価格で測定しております。また、取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

② ジチタイワークス事業

i. ジチタイワークス（公務員向け行政マガジン）：当社が制作・発行を行う冊子の広告掲載枠の販売及び広告掲載役務提供による収益であり、冊子の発行時点で収益を認識しております。

なお、収益は顧客との契約に係る取引価格で測定しております。また、取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

ii. BtoGプロモーション：官民連携サービス提供による収益であり、顧客による検収が完了し、かつ当社が検収書を受領した時点で収益を認識しております。

なお、収益は顧客との契約に係る取引価格で測定しております。また、取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

当社の収益は、子会社に対する経営管理手数料となっております。経営管理手数料は、子会社との契約内容に応じた役務を提供することが履行義務であり、役務の提供につれて当社の義務が充足されることから、当該時点で収益及び費用を認識しております。

4. その他計算書類作成のための重要な事項

繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

【会計上の見積りに関する注記】

該当事項はありません。

【貸借対照表に関する注記】

1. 有形固定資産の減価償却累計額	36,792千円
2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
関係会社に対する短期金銭債権	308,266千円
関係会社に対する短期金銭債務	912千円

3. 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行と当座貸越契約を締結しております。当連結会計年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額	100,000千円
借入実行残高	—
差引額	100,000

4. コミットメントライン契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行とコミットメントライン契約を締結しております。当連結会計年度末におけるコミットメントライン契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

コミットメントラインの総額	300,000千円
借入実行残高	—
差引額	300,000

【損益計算書に関する注記】

1. 関係会社との取引高

売上高

474,599千円

2. 組織再編により生じた株式の特別勘定取崩益

前連結会計年度末において、負債に計上していた「組織再編により生じた株式の特別勘定」（以下「特別勘定」）は、2021年12月1日を効力発生日とした、株式会社ホープエナジーへのエネルギー事業の吸収分割において、当社から株式会社ホープエナジーへ承継した移転事業に係る資産から負債を控除した差額（株主資本相当額）がマイナスであったことから、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2019年1月16日）、「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日。以下「事業分離等指針」という。）に基づき、株式の評価的な勘定として計上したものであります。事業分離等指針においては「当該負債の事業分離後の会計処理は、分離元企業が当該分離先企業の株式を処分したときは損益に振り替え、（中略）通常の有価証券の会計処理に従う」とされているため（企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針第394項）、当社は2022年9月16日開催の取締役会の決議に基づき、2022年9月20日付で株式会社ホープエナジーの全株式を譲渡したことに伴い、当該特別勘定を取り崩し、特別利益を計上しました。

【株主資本等変動計算書に関する注記】

自己株式の種類及び数

株式の種類	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
普通株式	24,981	—	—	24,981
合計	24,981	—	—	24,981

【収益認識に関する注記】

収益を理解するための基礎となる情報については「連結計算書類 連結注記表 【収益認識に関する注記】」に記載した内容と同一であります。

【税効果会計に関する注記】

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 of 主な原因別の内訳

繰延税金資産	
減価償却超過額	1,190千円
未払社会保険料	3,294
繰越欠損金	2,217,471
その他	25,432
繰延税金資産小計	2,247,389
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△2,221,236
評価性引当額小計	△2,221,236
繰延税金資産合計	26,153
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△142
繰延税金負債合計	△142
繰延税金資産の純額	26,011

【関連当事者との取引に関する注記】

子会社

種類	会社等の名称	議決権所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	株式会社 ジチタイ アド	所有 直接 100.0	経営管理 (注1)	子会社管理料	329,171	売掛金	73,458
				出向負担金	383,720	未収入金	85,068
子会社	株式会社 ジチタイ ワークス	所有 直接 100.0	経営管理 (注1)	子会社管理料	145,428	売掛金	31,265
				出向負担金	225,039	未収入金	55,179
				資金の貸付等 (注2)	100,000	短期貸付金	50,000

- (注) 1. 経営管理料等については、双方協議のうえ、合理的に決定しております。
2. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

【1株当たり情報に関する注記】

1株当たり純資産額	44円72銭
1株当たり当期純利益	391円35銭

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月25日

株式会社ホープ
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
福岡事務所

指定有限責任社員 公認会計士 家元清文 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 高尾圭輔 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ホープの2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ホープ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月25日

株式会社ホープ
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
福岡事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 家元清文 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高尾圭輔 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ホープの2022年4月1日から2023年3月31日までの第30期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第30期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、子会社については、子会社の取締役と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社からの事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討致しました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月30日

株式会社ホープ 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 松 山 孝 明 ㊟

監査役（社外監査役） 河 上 康 洋 ㊟

監査役（社外監査役） 徳 臣 啓 至 ㊟

以上

株主総会参考書類

第1号議案 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件

1. 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の目的

当社は、現在生じている繰越利益剰余金の欠損を填補し、また、資本政策及び財務戦略の機動性確保を図るため、会社法第447条第1項及び第448条第1項の規定に基づき、資本金及び資本準備金の額を減少し、これらをその他資本剰余金に振り替えるとともに、会社法第452条の規定に基づき、その他資本剰余金を繰越利益剰余金に振り替え、欠損の填補を行うものであります。

なお、本件は貸借対照表の純資産の部における勘定科目間の振替処理であり、当社の純資産額に変更はございません。また、発行済株式総数の変更は行いませんので、株主の皆様のご所有株式数や1株当たり純資産額に影響を与えることはございません。

2. 資本金の額の減少の要領

(1) 減少する資本金の額

本議案を第30回定時株主総会に付議することを当社取締役会で決議した日である2023年5月30日（以下「議案決定日」といいます。）現在の資本金の額30,430,750円のうち、20,430,750円を減少し、10,000,000円といたします。

なお、当社が発行している新株予約権が効力発生日までに行使された場合、資本金の額及び減少後の資本金の額が変動いたします。

(2) 資本金の額の減少の方法

払戻を行わない無償減資とし、発行済株式総数の変更は行わず、資本金の減少額20,430,750円はその他資本剰余金に振り替えます。

(3) 資本金の額の減少が効力を生じる日

2023年7月21日

3. 資本準備金の額の減少の要領

(1) 減少する資本準備金の額

議案決定日現在の資本準備金の額661,725,674円のうち、661,725,674円を減少し、0円といたします。

なお、当社が発行している新株予約権が効力発生日までに行使された場合、資本準備金の額及び減少後の資本準備金の額が変動いたします。

(2) 資本準備金の額の減少の方法

資本準備金の減少額661,725,674円はその他資本剰余金に振り替えます

(3) 資本準備金の額の減少が効力を生じる日

2023年7月21日

4. 剰余金の処分の要領

会社法第452条の規定に基づき、上記の資本金及び資本準備金の額の減少の効力発生を条件に、その他資本剰余金を繰越利益剰余金に振り替え、欠損填補に充当いたします。

(1) 減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 528,119,339円

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 528,119,339円

5. 日程

- | | |
|-----------------|------------------|
| (1) 取締役会決議 | 2023年 5月30日 |
| (2) 債権者異議申述公告 | 2023年 6月16日 (予定) |
| (3) 定時株主総会決議 | 2023年 6月29日 (予定) |
| (4) 債権者異議申述最終期日 | 2023年 7月18日 (予定) |
| (5) 効力発生日 | 2023年 7月21日 (予定) |

第2号議案 取締役5名選任の件

取締役全員(5名)は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数(株)
1	ときつ たかやす 時津孝康 (1981年1月22日生)	2005年 2月 (有)ホープ・キャピタル (現 当社) 代表取締役社長 2017年 6月 当社代表取締役社長兼CEO (現任)	1,327,400
2	もり しんぺい 森新平 (1983年4月30日生)	2008年 4月 当社入社 2011年11月 当社取締役 2013年 5月 当社セールスプロモーション部長 2014年10月 当社メディアクリエーション部長 2016年 7月 当社人事部長兼経営企画部長 2017年 6月 当社取締役COO (現任)	119,000
3	おおしま けんすけ 大島研介 (1981年11月25日生)	2011年10月 当社入社 2013年 5月 当社管理 (現 経営管理) 部長 2013年12月 当社取締役 2017年 6月 当社取締役CFO (現任)	9,500
4	ひらた えり 平田えり (1985年12月29日生)	2012年12月 弁護士登録、弁護士法人北浜法律事務所入所 2017年 5月 西村あさひ法律事務所入所 2019年 1月 弁護士法人西村あさひ法律事務所福岡事務所 (現任) 2021年 9月 当社 社外取締役 (現任) (重要な兼職の状況) 弁護士法人西村あさひ法律事務所福岡事務所	—

候補者 番号	氏名(生年月日)	略歴、当社における地位、担当 及び重要な兼職の状況	所有する当 社の株式数 (株)
5	ふくどめ ひろし 福留大士 (1976年3月25日生)	<p>1998年 4月 アンダーセンコンサルティング (現アクセンチュア株式会社) 入社</p> <p>2015年12月 株式会社チェンジ (現株式会社チェンジホールディングス) 代表取締役兼執行役員社長 (現任)</p> <p>2018年12月 株式会社トラストバンク 取締役 (現任)</p> <p>2019年 9月 株式会社ROXX 社外取締役 (現任)</p> <p>2020年 3月 株式会社Orb 取締役 (現任)</p> <p>2021年 4月 株式会社デジタルグロースアカデミア 取締役 (現任)</p> <p>2021年 7月 株式会社ポート 経営アドバイザー (現任)</p> <p>2022年 2月 株式会社コムクス 社外取締役 (現任)</p> <p>2022年 3月 SBI地方創生サービシーズ株式会社 代表取締役社長 (現任)</p> <p>2022年 4月 株式会社ガバメイツ 取締役 (現任)</p> <p>2022年10月 株式会社DFA Robotics 取締役 (現任)</p> <p>2023年 1月 株式会社トラベルジップ 取締役 就任 (現任)</p> <p>2023年 3月 当社 社外取締役 (現任) (重要な兼職の状況)</p> <p>株式会社チェンジホールディングス 代表取締役兼 執行役員社長</p> <p>SBI地方創生サービシーズ株式会社 代表取締役 社長</p>	247,800

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 平田えり氏及び福留大士氏は社外取締役候補者です。
3. 平田えり氏を社外取締役候補者とした理由は、当社は今後、事業の多角化に伴いグループ全体としてのコーポレート・ガバナンスの強化が求められます。平田えり氏には、弁護士としての法律知識・経験に裏打ちされた高い専門性にもとづき、コーポレート・ガバナンス強化への貢献や重要事項の決定、経営全般に対する的確な助言について期待しており、ひいては多様性の推進をはじめとする将来的な経営基盤強化に貢

献いただけるものと考えているからであります。

福留大士氏を社外取締役候補者とした理由は、今後、改めて事業成長と企業理念の実現を目指すにあたっては、より盤石な経営基盤を構築することが必要であると考えております。福留大士氏は、東証プライム市場の上場会社株式会社チェンジホールディングスの経営者であり、他にも多数の企業経営に関与された経験や実績をお持ちです。この豊富な経営経験・実績を活かし、今後当社にとって新たな視点から事業の新規創出・事業拡大・リスク把握等、様々な経営判断において尽力いただけるものと考えております。これにより、当社の経営意思決定プロセスにおけるガバナンスの強化など、経営基盤の強化を図り、ひいては企業価値の向上へ貢献いただけるものと考えております。

4. 当社と各候補者は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令が規定する最低責任限度額に限定する契約を締結しており、各候補者の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（以下、「D&O保険」という。）契約を保険会社との間で締結しており、これにより、取締役・監査役等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。）等を填補することとしております。なお、D&O保険の保険料は、全額を当社が負担しております。各候補者が取締役に選任され就任した場合には、いずれの取締役もD&O保険の被保険者となる予定であります。D&O保険の契約期間は、1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定であります。

第3号議案 監査役3名選任の件

監査役全員(3名)は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いするものであります。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名(生年月日)	略歴、当社における地位、担当 及び重要な兼職の状況	所有する当 社の株式数 (株)
1	まつやま たかあき 松山孝明 (1951年1月12日生)	1974年 3月 (株)福岡相互銀行(現 (株)西日本シ ティ銀行) 入社 2001年 6月 (株)九州リースサービス 常務取締役 営業本部長 2004年 6月 NCBビジネスサービス(株) 取締役 総務部長 2006年 6月 九州債権回収(株) 監査役 2014年12月 社会保険労務士登録(福岡県社会保 険労務士会) 2015年 6月 (株)ベータソフト 監査役 2017年 3月 当社監査役(現任)	1,500
2	かわかみ やすひろ 河上康洋 (1976年5月13日生)	2001年 4月 (株)ピエトロ入社 2007年 1月 (株)福岡リアルティ入社 2007年 7月 河上康洋税理士事務所開設 所長 (現任) 2011年 4月 合同会社すいとろ福岡プロジェクト (現 合同会社河上中小企業診断士 事務所) 設立 代表社員(現任) 2011年11月 当社監査役(現任) 2020年 7月 (一社)九州の食 監事(現任) 2020年 8月 (一社)福岡県中小企業診断士協会 (現任) (重要な兼職の状況) 河上康洋税理士事務所 所長 合同会社河上中小企業診断士事務所 代表社員	9,000

候補者 番号	氏名(生年月日)	略歴、当社における地位、担当 及び重要な兼職の状況	所有する当 社の株式数 (株)
3	まつもと かずや 松本一哉 ※ (1974年7月23日生)	2002年10月 監査法人トーマツ(現 有限責任監 査法人トーマツ) 入所 2006年 6月 公認会計士登録 2022年 2月 有限責任監査法人トーマツ 退所 2022年 3月 ㈱MBBR設立 代表取締役社長 (現任) 2022年 3月 松本一哉公認会計士事務所開設 代表 (現任) 2022年 3月 オングリットホールディングス(株) 社外監査役 (現任) 2022年 3月 ㈱M・E・M 社外取締役 (現任) 2022年 9月 ㈱アンサーホールディングス 社外監査役 (現任) 2023年 5月 イオン九州(株) 社外監査役 (現任) (重要な兼職の状況) ㈱MBBR 代表取締役社長 松本一哉公認会計士事務所 代表	-

(注) 1. ※印は、新任の社外監査役候補者であります。

2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

3. 松山孝明氏、河上康洋氏及び松本一哉氏は社外監査役候補者であります。

4. 松山孝明氏を社外監査役として選任した理由は、監査役としての豊富な経験と、社会保険労務士としての知識を有しており、当社経営に対して適時適切なお意見やご指摘をいただけるものと判断したためであります。

河上康洋氏を社外監査役として選任した理由は、税理士としての豊富な経験と税務・会計の知識等に基づき、当社経営に対して有益なお意見やご指摘をいただくことにより、引続き当社経営の健全性・適正性の確保に資すると判断したためであります。

松本一哉氏を社外監査役として選任した理由は、公認会計士としての豊富な経験と高度な専門的知見を有しており、当社経営に対して有益なお意見やご指摘をいただけるものと判断したためであります。

5. 松山孝明氏は、現在当社の社外監査役であります。監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって6年3ヶ月となります。

河上康洋氏は、現在当社の社外監査役であります。監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって11年7ヶ月となります。

6. 松山孝明氏及び河上康洋氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令が規定する最低責任限度額に限定する契約を締結しており、両氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。なお、松本一哉氏の選任が承認された場合には、当該契約を締結する予定であります。
7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（以下、「D&O保険」という。）契約を保険会社との間で締結しており、これにより、取締役・監査役等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。）等を填補することとしております。なお、D&O保険の保険料は、全額を当社が負担しております。各候補者が監査役に選任され就任した場合には、いずれの監査役もD&O保険の被保険者となる予定であります。D&O保険の契約期間は、1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定であります。
8. 当社は、松山孝明氏及び河上康洋氏を東京証券取引所及び福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出しております。なお、松本一哉氏の選任が承認された場合には、同氏を東京証券取引所及び福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として指定する予定であります。

以上

定時株主総会会場ご案内図

住 所 福岡県福岡市中央区天神1丁目1番1号
会場名 公益財団法人アクロス福岡 円形ホール
電 話 (092)725-9113(交通アクセスについてのお問い合わせ先)



アクロス福岡までの交通のご案内

- 西鉄天神大牟田線福岡天神駅より徒歩10分
- 福岡市営地下鉄天神駅より徒歩5分(16番出口直結)
- 福岡市営地下鉄七隈線天神南駅から徒歩7分(5番出口)
- 西鉄バスアクロス福岡・水鏡天満宮前より徒歩0分

〈注意事項〉

株主総会にご出席の株主様へのお土産はございません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。